

海南市告示第178号



地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、次のとおり字の区域を定めた。

平成20年7月9日

海南市長 神 出 政



記

和歌山県海南市下津町塩津字鈴山123番地17並びに同所字妙見286番地、348番地1、349番地1、350番地2、350番地3、350番地5及び350番地4並びに同所字塚穴369番地、370番地2、370番地1、372番地、384番地、385番地、389番地、389番地2、390番地、400番地及び401番地地先公有水面埋立地8,402.55平方メートルを和歌山県海南市下津町塩津字塚穴に編入する。